

上水道使用料について

- 上水道の使用を開始・停止するときは窓口で届出が必要です。

届出に必要なもの：印鑑（シャチハタ不可）

※ 停止の届出がないときは、水道を使用しない場合であっても使用料金が発生します。

- メーター使用料(1ヶ月当り)

口 径	料 金	口 径	料 金
13mm	50円	40mm	400円
20mm	80円	50mm	700円
25mm	130円	75mm	1,500円
30mm	330円	100mm	2,000円

- 基本料金・超過料金（1ヶ月当り）

区 分	使用水量	料 金
基本料金	10m ³ まで	2,100円
超過料金	1m ³ につき	230円

- メーター口径が13mmで使用量が10m³以下の場合の計算方法

基本料金 2,100円	+	メーター使用料 50円	+	超過料金 0円	+	消費税（10%） 215円	=	使用料金 2,365円
----------------	---	----------------	---	------------	---	------------------	---	----------------

- 上水道料金表

※メーター口径13mmの料金となります。

〔単位：円〕

水量(m ³)	基本料金	メーター使用料	超過料金	消費税（10%）	使用料金
10	2,100	50	0	215	2,365
11	2,100	50	230	238	2,618
12	2,100	50	460	261	2,871
13	2,100	50	690	284	3,124
14	2,100	50	920	307	3,377
15	2,100	50	1,150	330	3,630
16	2,100	50	1,380	353	3,883
17	2,100	50	1,610	376	4,136
18	2,100	50	1,840	399	4,389
19	2,100	50	2,070	422	4,642
20	2,100	50	2,300	445	4,895
21	2,100	50	2,530	468	5,148
22	2,100	50	2,760	491	5,401
23	2,100	50	2,990	514	5,654
24	2,100	50	3,220	537	5,907
25	2,100	50	3,450	560	6,160

【お問い合わせ先】築上町役場 上下水道課 上水道係(2階) 【電話】0930-56-0300